

令和7年度 出町小学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）

1 基本方針

- 「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、全教職員が一丸となって「いじめの未然防止」と「早期解消」に取り組む。
- 全ての児童が自発的、主体的に自らを発達させていけるように発達支持的生徒指導に継続して取り組む。
- いじめを生まない学校を目指し、子供たちが学級・同学年・異学年と協働的に活動に取り組むことを通して、「安心して活動できるあたたかい集団づくり」に努める。

2 いじめに対する基本的な考え方

- いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
- いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- 誰もが被害者にも加害者にもなりうる。
- 子供は、いじめを行ってはならない。
- 大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

3 いじめへの対応

(1) いじめの未然防止

- ・ 法や国・県・市の基本方針の主旨について校内研修を通して全教員で共通理解し、いじめ防止対策や「居場所づくり」「絆づくり」に関する資質向上に努めるとともに、人権感覚を高める。
- ・ 「いじめ防止委員会」を設置し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援職員を加えて協議を行う。（下記参照）
- ・ 道徳教育及び体験活動、いのちの教育、人権教育、規範意識の醸成、自律性の育成等、全教育活動を通じた指導に努める。
- ・ 子供同士、また子供と教師との信頼関係を育むために、多面的な子供理解に努めるとともに、自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくりを行う。
- ・ 各教科の指導においては、結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成を重視し、互いの違いやよさを認め合うことができる指導に心がける。
- ・ 適切な情報活用能力を養うため、発達段階に応じたネットモラル教育の充実に努める。
- ・ 小学校でいじめが認められた児童等については、小中連絡会や小中連携シート等を活用して、情報が確実に中学校に伝わるようにする。
- ・ 児童会活動でもいじめ問題を取り上げるなど、子供が主体的にいじめ問題に関わろうとする意識を育てる。

★ **いじめ防止委員会** 4月、6月、11月実施。その他必要に応じて校長が招集して行う。

- (1) 構成員：校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学年主任、各学級担任、養護教諭。必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、支援スタッフを加える。
- (2) 役割
 - ・ 出町小学校いじめ防止基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
 - ・ 児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発（いじめ問題研修会の企画・立案）。
 - ・ 保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
 - ・ いじめ事案への対応、相談窓口。
 - ・ 出町小学校いじめ防止基本方針、年間計画等の見直し。

★ **いじめ問題研修会** 4月、8月に全教員参加で実施。方針の共通理解や事例研究を行う。

(2) いじめの早期発見

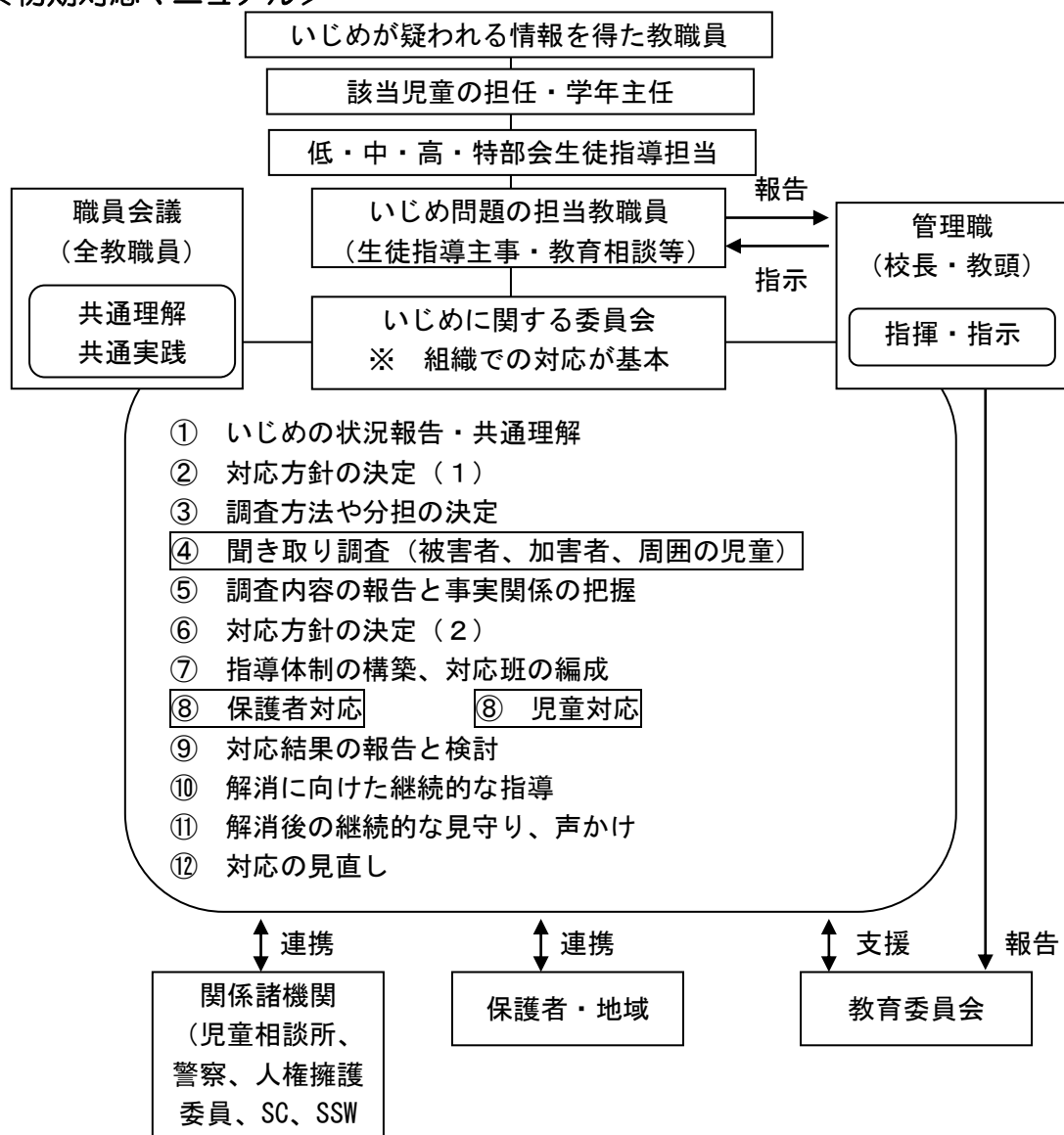
- ・チェックリストを活用するなどして、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間等における子供の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化にも気を配り、小さなサインを見逃さないように努める。また、教員間での情報交換を密にする。
- ・子供へのアンケート調査（５月、１０月、２月）、保護者へのアンケート調査（５月、１０月）を基に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。把握した課題については「いじめ防止委員会」で取り上げ、チームサポートを早急に開始できるようにする。また、全教員で行う「いじめ問題研修会」で事例研究を行い、共通理解を行う。
- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用等により、相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

(3) いじめへの早期対応

① いじめ対応マニュアル

生徒指導案件を生徒指導日誌等で管理職に報告する。

<初期対応マニュアル>



② 「いじめチェックシート」の活用

関係職員が具体的に取り組む事柄と実際に行ったかどうかをチェックするとともに、関係者がその取組状況を共有できるようにするためのシートを作成し、全校体制で迅速かつ適切な対応を行い、記録として保管する。また、速やかに教育委員会に報告するとともに、外部機関との連携等について助言を仰ぎ、適切な支援を得るようにする。その際、把握した児童等の個人情報の取扱いに十分留意する。

(4) 再発防止

一旦、解決したと思われる場合でも、「いじめチェックシート」を活用しながら、十分に注意して継続的な観察を行ったり、必要な指導を行ったりする。また、問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を「いじめ問題研修会」等で共有し、再発防止を目指す。

4 いじめ解消状態の判断

(1) いじめが解消した状態とは

以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月間）
- ・ 被害児童がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること

(2) いじめが解消に至っていない段階の対応

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通す。被害・加害児童や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるよう働きかける。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(2) 発生の報告

- ・ 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 調査

- ① 重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常のいじめ防止委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の指導及び支援の下に、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③ 上記の調査を行った場合は、教育委員会の指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者、マスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断する。

(4) 対応

- ① 「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ② 警察や適応指導教室等、関係諸機関と積極的に連携を行う。

※ 「第3者委員会（重大事態への対処又は発生防止のため、市長が必要であると判断し、教育委員会がその対応に当たる組織）」が、上記(3)の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4 月	・ 第 1 回いじめ防止委員会 (基本方針、見守りが必要な児童の共通理解) ・ いじめ問題研修会
5 月	・ 運動会に向けた集団づくり ・ いじめアンケート調査 (児童) ・ いじめアンケート調査 (保護者) ・ Q - U 調査 (1 回目)
6 月	・ 教育相談週間 ・ 第 2 回いじめ防止委員会
7 月	・ 保護者会での啓発活動
8 月	・ いじめ問題研修会 (Q - U 調査を基にした学級組織づくりについて)
9 月	・ 学習発表会を生かした集団づくり
10 月	・ いじめアンケート調査 (児童) ・ いじめアンケート調査 (保護者) ・ Q - U 調査 (2 回目) ・ 教育相談週間
11 月	・ 第 3 回いじめ防止委員会
12 月	・ 人権週間
1 月	・ いじめアンケート調査 (児童) ・ 教育相談週間
2 月	・ 学校評価の取りまとめ ・ 第 4 回いじめ防止委員会
3 月	・ 1 年間の振り返りと来年度の計画の立案

6 家庭や地域、関係機関等との連携

- 出町小学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- 発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、砺波市 P T A 連絡協議会が進める「携帯電話・ネット端末『3 ない運動』」の取組を強化する。
- 地域を挙げていじめ防止に取り組むために、学校だよりに記事を掲載したり、地域住民も参加できる講演会を実施したりする。
- 小中連絡会等で、中学校進学後に問題が生じないように、小学校在学時の子供たちの情報を確実に中学校に伝えるように努める。